

TCJ日本語学院 留学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、日本語教育を通して世界中の人に”人生を変える機会”を提供することを基本理念とし、日本語教育実践を通して、学習者（留学生）が挫折することなく自己実現を果たし、夢や目標を実現できるよう支援し、多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2 本則は、外国人留学生への日本語教育に関して定めたものである。

(名称)

第2条 本学はTCJ日本語学院 留学校という。

(位置)

第3条 本学は、東京都新宿区信濃町34 トーシン信濃町駅前ビル4階・5階・6階に置く。

(点検及び評価)

第4条 本学は、教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価をするものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 各課程の修業期間、休業日及び収容定員

(各課程の修業期間、収容定員)

第5条 本学の課程、修業期間、収容定員及びクラス数は次のとおりとする。

2 修業期間中の課程変更は、原則的に認められないが、正当な理由があると校長、教務主任、及びの事務を統括する職員が判断した場合のみ、例外的に許可される。

課程名	修業期間	収容人数	クラス数	定員
進学準備 2年課程	2年 入学期：4月	20名	26	520名
進学準備 1年9か月課程	1年9か月 入学期：7月	20名	16	320名
進学準備 1年6か月課程	1年6か月 入学期：10月	20名	15	300名
就職準備 2年課程	2年 入学期：4月、7月、 10月、1月	各期20名 ＊ 1月期のみ18名	9	176名

(始期・終期)

第6条 本学の各課程の修業期間は、以下の通りである。

課程名	1月入学	4月入学	7月入学	10月入学
進学準備 2年課程		4月～翌々年3月		
進学準備 1年9か月課程			7月～翌々年3月	
進学準備 1年6か月課程				10月～翌々年3月
就職準備 2年課程	1月～翌々年12月	4月～翌々年3月	7月～翌々年6月	10月～翌々年9月

2 各課程は、4学期制で運営され各学期は次のとおり定める。

- (1) 第1学期 4月1日から 6月30日まで
- (2) 第2学期 7月1日から 9月30日まで
- (3) 第3学期 10月1日から 12月31日まで
- (4) 第4学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 各学期間休み及び夏休み（それぞれ校長の定めるところとする）

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認める時は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害、その他急迫の事情があると校長が認める時は、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は以下の通りとする。

午前クラス：午前9:00～午後0:20

午後クラス：午前1:20～午後4:40

それぞれ45分×4コマの3時間を授業時間と充て、その間に、合計20分間の休憩を挟むこととする。なお、午前か午後かは自身で選択することができず、入学時のクラス分け試験や成績、また希望する進路によって決定される。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 各課程の教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。但し、ここにいう一授業時間数とは、45分とする。

進学準備 2年課程

本課程は、日本の専門学校・大学・大学院への進学を希望する者を対象とし、専門的・実践的な学びに柔軟に対応し、主体的に学習や業務に取り組む姿勢を育むとともに、多文化環境の中で適切にやりとりし、社会と協働する力を身につけることを目指す。

修業年限は2年とし、入学時期は4月とする。

授業は共通科目（日本語総合、多文化共生）および選択科目（キャリア形成、試験対策、学ぶための日本語）から構成する。

授業時間数は以下の通り。

日本語総合	多文化共生	キャリア形成	試験対策	学ぶための日本語
918	70	120	298	130

進学準備 1年9か月課程

本課程は、日本の専門学校・大学・大学院への進学を希望する者を対象とし、学習期間の限られた中でも、進学後の学びや実践に対応できる日本語力を身につけるとともに、自らの将来を見据えて、学びを意図的かつ戦略的に進める姿勢を育むことを目指す。

修業年限は1年9か月とし、入学時期は7月とする。

授業は共通科目（日本語総合、多文化共生）および選択科目（キャリア形成、試験対策、学ぶための日本語）から構成する。

授業時間数は以下の通り。

日本語総合	多文化共生	キャリア形成	試験対策	学ぶための日本語
810	50	102	286	96

進学準備 1年6か月課程

本課程は、日本の専門学校・大学・大学院への進学を希望する者を対象とし、限られた学習期間の中で、日本語力を効率的かつ計画的に高め、進学後の基礎的な専門的・学術的な学びに対応できる表現力を養うとともに、将来を見据えて主体的に行動を起こす実践的な姿勢を育むことを目指す。

修業年限は1年6か月とし、入学時期は10月とする。

授業時間数は以下の通り。

日本語総合	多文化共生	キャリア形成	試験対策	学ぶための日本語
708	40	84	236	84

就職準備 2年課程

本課程は、日本での就職を希望する者を対象とし、実社会において信頼される日本語運用力と対話力を育成するとともに、多様な価値観や文化的背景をもつ人々と協働しながら、自ら課題を発見し、柔軟かつ主体的に行動できる実践的な力を養うことを目指す。

修業年限は2年とし、入学時期は4月、7月、10月、1月とする。

授業時間数は以下の通り。

日本語総合	多文化共生	キャリア形成	試験対策	学ぶための日本語
918	70	120	298	130

- 2 年間授業時数は最大800時間（20時間×最大40週）であるが、
校長が妥当と認める時、年間授業時数を予め調節することができる。
但し、年間35週以上、かつ、760時間を下回らないものとする。

（学習の評価）

第10条 学習の評価は、各学期に行う定期試験（筆記・パフォーマンステスト）、提出物の
提出率等の結果によって判定する。

- 2 前項の評価は、A～Dまでの4段階とする。

4段階評価100点法対比

- A 100～80
- B 79～70
- C 69～60
- D 59～0

（教職員組織）

第11条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 主任教員 1名
- (3) 教員 66名以上（うち本務等教員33名以上、主任教員含む）
- (4) 生活指導担当職員 10名以上

（教職員会議）

第12条 本学の業務遂行上、次の会議を行う。

- (1) 留学事業定例会議
- (2) 教員定例会議
- (3) 営業定例会議
- (4) 事務定例
- (5) 講師会会議
- (6) 内部評価委員会
- (7) 事業横断定例会議
- (8) 経営会議

第4章 入学、休学、公欠、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

- 第13条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
 - (2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可されるか、その見込みのある者。
 - (3) 信頼のおける経費支弁者を有する者。
 - (4) 各課程への入学に際し、来日までに必要な日本語能力は校長が別に定める。

(入学時期)

- 第14条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月、1月とし、それぞれの課程の修業期間を以下の通りである。

課程名	1月入学	4月入学	7月入学	10月入学
進学準備 2年課程		4月～翌々年3月		
進学準備 1年9か月課程			7月～翌々年3月	
進学準備 1年6か月課程				10月～翌々年3月
就職準備 2年課程	1月～翌々年12月	4月～翌々年3月	7月～翌々年6月	10月～翌々年9月

(入学手続)

- 第15条 本学の入学手続は次のとおりとする。
- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第21条に定める入学選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
 - (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金、授業料等の費用、及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・公欠)

- 第16条 本学では休学は認めておらず、3ヶ月以上帰国、あるいはその他の事由で欠席となる場合は、一度退学をして帰国をしなければならない、将来的に復学を希望する場合は、在籍期間中の出席率、学習態度、学習成績などを総合に判断し、在留資格申請手続きが行える範囲で復学のための手続きを行うものとする。

- 2 学習者が学校保健法の定める感染の疑いのある疾病、その他やむを得ない事由によって公欠を申請しようとする場合は、その事由及び休学の期間を担任教師経由で提出し、校長の許可を得なければならない。この際、医師の診断書やその他必要書類を添えて申請するものとする。
なお、公欠が認められる事由は校長が別に定める。

(転学、退学)

- 第17条 転学、退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(修了、卒業の認定)

- 第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該課程の修了を認定する。

【各レベルの合格基準】

次の成績構成割合に基づき、総合C評価（60%以上）に達した場合、そのレベルを合格とする。

【各レベルにおける成績構成割合】

日本語総合：70%

5つの言語活動について、ルーブリックや試験で評価し、学習者のStepも認定する

多文化共生：10%

振り返りシートの実施状況、内容理解を評価

キャリア形成：10%

振り返り・計画の実施状況を評価

働くための日本語：10%

パフォーマンスおよび試験による評価

Step2-3、Step4-5の2レベルについては、次の2項目で評価を行う。

日本語総合：90%

キャリア形成：10%

【課程の修了要件】

各レベルの評価平均が60%（C評価）以上であること

総授業時間数に対して、出席率80%以上であること

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

（報奨）

第19条 校長は成績優秀かつ他の学習者の模範となる者に対して、報奨を与えることができる。

（懲戒処分）

第20条 学習者が、本学則、その他本学の定める諸規定を守らず、その本分にもとる行為を行った時は、校長は、当該学習者に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告及び除籍の二種とする。

3 前項の除籍は、次の各号に該当する学習者に対してのみ行うものとする。なお、
(1) ～ (3) の事由に該当する場合は、転学あるいは他の在留資格への変更を認めず、必ず速やかに帰国しなければならない、(4) の事由においては、入管法、その他法律に違反しない限り、転学、あるいは他の在留資格への変更を認めることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由なく出席が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学習者としての本分に反した者
- (4) 定められた期間内に授業料を納付できない者

第5章 生徒納付金

(納付金)

第21条 本学の1年の生徒納付金は、次のとおりとする。

- (1) 入学選考料 20,000円（初年度のみ）
- (2) 入学金 40,000円（初年度のみ）
- (3) 設備費 16,500円（1年分）
- (4) 教材費 20,000円（1年分）
- (5) 授業料 900,000円（1年分）
- (6) 健康管理費 3,500円（1年分、在籍期間中、年1回実施）

上記の金額には消費税は含まれていない。

- (7) 保険料 10,000円（1年分）

上記保険料は非課税扱い。

(納入)

第22条 学習者は在籍中、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 特別の事由がある場合、第一項の規定にかかわらず、納期を調整することがある。

(滞納)

第23条 学習者が所定の期日までに授業料を支払わなかった場合には校長は当該学習者に対して除籍・退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 納付した納付金は、返金規定に則り、除籍以外の事由により本学の役務提供が受けられなくなった者について返還を行う。詳細な返金規定は別に定める。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎は、本学からは提供しないが、必要に応じ提携する学生寮を紹介する。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年一回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第27条 この学則に記載のない細則についてはスクールガイドに準拠することとする。

附則

この学則は、令和8年（2026年）10月1日から施行する。